

伊佐市農業委員会 10 回総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 1 月 30 日 (火) 午前 9 時 00 分から 9 時 56 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (29 人)

会 長 15 番 池ノ上雅典
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	11 番委員	1 番推進委員	14 番推進委員
2 番委員	13 番委員	2 番推進委員	15 番推進委員
3 番委員	14 番委員	4 番推進委員	16 番推進委員
4 番委員		5 番推進委員	17 番推進委員
5 番委員		6 番推進委員	19 番推進委員
7 番委員		7 番推進委員	20 番推進委員
8 番委員		9 番推進委員	
9 番委員		11 番推進委員	
10 番委員		12 番推進委員	
		13 番推進委員	

4. 欠席委員 (3 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 5 番委員 7 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 5 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 農地振興係長
農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成29年度 第10回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆さんおはようございます。
農業者年金の推進をして頂き本当にありがとうございました。
農業者年金制度は農家の皆さんにとって、非常に良い制度ですので、機会あるごとにまた推進の方をよろしく願いいたします。
また、今年もよろしく願いいたします。
本日、出席人数は13人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
5番農業委員と7番農業委員に、お願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてお願いいたします。

事務局 資料の1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料1ページから11ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権合意解約が35件、うち田109筆、畑12筆です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事務局	<p>17ページをお開きください。</p> <p>議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、利用権貸借についてご説明いたします。</p> <p>期間は1年から10年で、面積は田81,379㎡、畑5,351㎡、計86,730㎡です。</p> <p>なお、10年設定の開始が3月1日からにつきましては、すべて中間管理機構貸付けであります。</p> <p>利用権を設定する者の数23名、設定を受ける者の数13名、土地の明細につきましては、12ページ整理番号1番から16ページ整理番号23番のとおりです。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長	<p>只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号について事務局の報告通り、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第2号 —————</p>	
議長	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。</p> <p>整理番号1番ついて、13番農業委員の報告を求めます。</p>
13番農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番について、去る1月25日に現地調査を行いましたので、13番が報告いたします。</p> <p>申請人 STさんは、伊佐市大口鳥巢619番地に居住され、自治会は鳥巢上で、年齢は59歳です。</p>

渡し人 KSさんは、三重県三重郡川越町大字豊田1086番地47に居住され、市外住民で、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字一ノ宮水流618番1、地目は田、地積は626㎡と、同じく字一ノ宮水流618番3、地目は田、地積は428㎡の2筆で計1,054㎡の所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は3,403㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号2番・3番については、譲受人が同一ですので一括で報告をお願いいたします。13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る1月25日に現地調査を行いましたので、13番が報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市大口牛尾1723番地2に居住され、自治会は鉾業所で、年齢は79歳です。

渡し人 SAさんは、伊佐市大口牛尾1281番地4に居住され、自治会は白ヶ谷で、年齢は89歳です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字玉田820番51で、地目は田、地積は895㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は211, 132㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る1月25日に現地調査を行いましたので、13番が報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市大口牛尾1723番地2に居住され、自治会は鉾業所で、年齢は79歳です。

渡し人 OYさんは、伊佐市大口牛尾1792番地に居住され、自治会は奈良野で、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字釜ヶ迫1756番1で、地目は田、地積は419㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は211, 132㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.7kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号2番・3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手。 よって整理番号2番・3番は、許可が決定いたしました。</p>
議 長	<p>整理番号4番・5番については、譲受人が同一ですので一括で報告をお願いします。5番農業委員の報告を求めます。</p>
5 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番・5番につきまして、去る1月23日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。</p> <p>申請人 KTさんは、伊佐市大口青木2284番地に居住され、自治会は上青木西で、年齢は50歳です。</p> <p>整理番号4番の渡し人 IRさんは、鹿児島市真砂本町6番11号に居住され、年齢は69歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口青木字宇都2277番3外2筆で、地目は畑、地積は3筆合計4,420㎡で、所有権移転売買です。</p> <p>整理番号5番の渡し人 KNさんは、伊佐市大口白木26番地2に居住され、年齢は57歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口青木字松尾神社ノ前2316番4で、地目は畑、地積は1,231㎡で、所有権移転売買です。</p> <p>受人の経営面積は19,733㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約500m位で、現況は良く管理された農地であります。経営意欲十分の認定農家で、農機具等は全て完備されております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号4番・5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号4番・5番については、許可が決定いたしました。

議長 整理番号6番について、14番農業委員の報告を求めます。

14番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る1月25日に現地調査を行いましたので、14番が報告いたします。

申請人 MMさんは、伊佐市菱刈川南1930番地に居住され、自治会は町舟津田上で、年齢は73歳です。

渡し人 STさんは、伊佐市菱刈南浦289番地に居住され、自治会は瓜之峰で、年齢は81歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字水流前108番で、地目は田、地積は2,655㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は58,810㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

		よって整理番号6番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号7番について、4番農業委員の報告を求めます。
4	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農	業	整理番号7番につきまして、去る1月25日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。
委	員	申請人 MTさんは、伊佐市大口目丸751番地3に居住され、自治会は上目丸で、年齢は47歳です。
		渡し人 MKさんは、伊佐市大口目丸745番地1に居住され、自治会は中目丸で、年齢は83歳です。
		申請地は、伊佐市大口篠原字川原田403番、地目は田で、外7筆で地積計8,465㎡と、同じく字宮ノ後753番1、地目は畑、地積は970㎡、9筆の地積合計は9,435㎡の所有権移転売買です。
		受人の経営面積は64,965㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
		以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。
		添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
		委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。
		整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。
		よって整理番号7番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号8番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農業委員 整理番号8番につきまして、去る1月22日に現地調査を行いましたの
で、11番が報告いたします。

申請人 YTさんは、伊佐市菱刈徳辺1818番地1に居住され、自
治会は桜馬場で、年齢は64歳です。

渡し人 MAさんは、伊佐市菱刈徳辺1605番地1に居住され、自
治会は小路で、年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字小屋敷1515番1、地目は田、地積は
1,032㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は14,722㎡で、取得可能面積であります。農業
従事者は1名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地で
あります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当
しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を
終わります。

議 長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問
はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号8番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号9番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農業委員 整理番号9番につきまして、去る1月25日に現地調査を行いましたの
で、7番が報告いたします。

申請人 NKさんは、伊佐市大口山野2479番地に居住され、自治会は尾之上で、年齢は33歳です。

渡し人 OKさんは、伊佐市大口山野2388番地に居住され、自治会は尾之上で、年齢は86歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字紙漉1290番1、外4筆で地目は田、地積は合計6,191㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は66,617㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号9番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号10番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号10番につきまして、去る1月25日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市大口鳥巢155番地に居住され、自治会は鳥巢下で、年齢は44歳です。

渡し人 TYさんは、伊佐市大口鳥巢155番地に居住され、自治会は鳥巢下で、年齢は82歳です。二人は親子関係にあります。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字屋根添154番3、地目畑、地積は297㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は9,485㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は受人自宅のすぐ横で、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号10番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号10番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号11番について、3番農業委員の報告を求めまます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る1月21日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人 NSさんは、伊佐市菱刈前目1876番地1に居住され、自治会は本町で、年齢は67歳です。

渡し人 IHさんは、大阪府吹田市江坂町二丁目1番26-410号に居住され、市外住民で、年齢は50歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字本町339番2外4筆で、地目は田、地積は5筆合計で2,669㎡の所有権移転贈与です。

受人の経営面積は、40,176㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地で

あります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号11番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号11番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号12番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号12番につきまして、去る1月28日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたします。

申請人 TMさんは、伊佐市大口曾木1002番地1に居住され、自治会は曾木で、年齢は44歳です。

渡し人 HSさんは、鹿児島市西陸1丁目4番12号に居住され、市外住民で、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字上之馬場997番4で、地目は畑、地積は228㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は、先程ありました16ページ番号23番の使用貸借3,025㎡と合計し、3,253㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約60m位で、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号12番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号12番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号13番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号13番につきまして、去る1月25日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。

申請人 KTさんは、伊佐市大口里2464番地に居住され、自治会は浜里で、年齢は75歳です。

渡し人 KNさんは、大阪府守口市馬場町3丁目50番地に居住され、市外住民で、年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2357番1で、地目は田、地積は1,047㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は5,202㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約300mで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等はリースになります。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号13番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求
めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号13番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号14番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号14番につきまして、去る1月25日に現地調査を行いました
ので、9番が報告いたします。

申請人 YKさんは、伊佐市大口里2696番地に居住され、自治会
は戸切で、年齢は67歳です。

渡し人 HKさんは、大阪府柏原市大正二丁目4番10号に居住され、
市外住民で、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2397番1で、地目は田、地積
は835㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は、10,021㎡で、取得可能面積であります。農
業従事者は1名で、通作距離は約1km以内で、現況は良く管理された
農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当
しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を
終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号14番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号14番は、許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数14件について、14件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。
整理番号1番について、14番農業委員の報告を求めます。

14番農業委員 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る1月25日、3番農業委員、14番推進委員、14番農業委員の3名と、申請人 HTさんの奥さん立会のもと共同調査を行いましたので、私14番農業委員が報告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市菱刈南浦915番地に居住され、自治会は永池で、年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字松峰941番2で、地目は畑、地積は3,305㎡です。

農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は山林であります。

所在地は、九州電力南九州変電所から東へ約500mに位置し、周囲は全て山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理誓約書、資金証明書等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数1件について、1件が処分決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。
整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る1月25日、申請人の代理人 MK行政書士立会いのもと、11番農業委員、5番推進委員、10番農業委員の3名で、共同調査を行いましたので、私10番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、霧島市国分広瀬一丁目24番84号に居住されている HNさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市菱刈南浦3021番地1に居住されている OMさんで、自治会は瓜之峰で、年齢は69歳です。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字黒板寺1474番、同じく字黒板寺1475番で、地目は畑、地積は合計で910㎡です。

所在地は菱刈庁舎から西南西へ約800mに位置し、南側は水路を挟んで道路、東側は宅地、北側は山林、西側は太陽光発電施設があり、周

圃に与える影響はないものと思われま

す。被害防除計画によると、雨水の排水処理は自然流下となっていますが、近隣宅地の排水路が当該農地のすぐそばにあり、多量の降雨の際に雨水が流れ込まないようにレベル調整などの注意を、代理人にお願いしました。

太陽光発電施設の規模は、パネル316枚、発電量86.9kwを計画しています。

添付書類として、申請書、全部事項証明書、地図、住民票、事業計画書等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る1月25日、17番推進委員、18番推進委員、8番農業委員の3名と、T行政書士さん立会いのもと共同調査を行いましたので、私8番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、伊佐市大口堂崎516番地に居住されているOSさんで、自治会は堂崎で、年齢は55歳です。

譲渡人は、伊佐市大口堂崎500番地1に居住されているOMさんで、自治会は堂崎で、年齢は82歳です。

本申請は、所有権移転贈与で、農地区分は第2種農地となっております。

転用目的は倉庫及び転回スペースとなっております。

申請地は、伊佐市大口堂崎字池ノ下507番10、同じく字池ノ下507番19で、地目は畑、地積は2筆合計770㎡であります。

所在地は、堂崎公民会より東へ200m位に位置し、東側は田、西側は宅地、南側は田、北側は市道で、周辺に与える影響はないものと思われれます。

添付書類として、全部事項証明書、字図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、始末書等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。私の報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、整理番号3番について、去る1月25日、申請人の代理人 S Tさん立会いのもと、10番推進委員、5番推進委員、11番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私11番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、伊佐市菱刈前目3844番地5にある S 鉦山株式会社 KK K長 TAさんで一般法人であります。

譲渡人は、伊佐市菱刈川北1369番地に居住されている MKさんで、自治会は山田中原で、年齢は69歳であります。

本申請は賃借権で、農地区分は第1種農地となっており、転用目的は

配管支柱設置となっております。

申請地は、伊佐市菱刈川北字八ツ尻1600番1で、地目は田、地積は921㎡の内0.036㎡であります。

所在地は、菱刈鉾山山田坑より西側へ約1kmに位置しており、南側は田、東・北側は市道、西側は田であり、周辺に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、会社の定款、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、始末書、資金証明書、土地の賃貸借契約書の写し等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る1月25日、申請人の代理人 行政書士Kさん立会いのもと、14農業委員、14番推進委員、3番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私3番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、伊佐市菱刈川北2743番地に居住されている TYさんで、自治会は築地上で、年齢は75歳であります。

譲渡人は、伊佐市菱刈川北2819番地に居住されている KZさんで、自治会は築地中で、年齢は50歳であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地となっており、転用目的は車の展示場及び駐車場となっております。

申請地は、伊佐市菱刈川北字郷原2872番1で、地目は田、地積は861㎡であります。

所在地は、築地の交差点より東へ約100mに位置しており、南側は川内川の堤防、東側は駐車場、北側は田、西側は駐車場であり、周辺に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に係る誓約書、汚廃水処理誓約書、資金証明書等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いまして、私の報告を終わります。

議 長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数4件については、4件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について、8番農業委員の報告を求めます。

8 番 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番について、
農 業 委 員 取る1月25日、17番推進委員、18番推進委員、私8番農業委員の

3名で共同調査をしましたので、8番農業委員が報告いたします。
申請人 HHさんは、伊佐市大口宮人217番地に居住されています。
申請地の所在地は、伊佐市大口宮人字前村228番、地目は田、地積700㎡です。
所在地は、曾木の滝から北西約1kmに位置し、周囲は山林化した湿田であります。
非農地となった時期は、昭和42年で、原因は周囲の山林化に伴い耕作が困難になり不耕作になったとのことでした。
調査の結果、3名の調査員の意見において、農地性は喪失しているため、農地への復旧は困難と判断いたしました。
添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番について、
農 業 委 員 去る1月25日、申請人 MTさん立会いのもと、2番推進委員、私9
番農業委員の2名で共同調査をしましたので、9番農業委員が報告いたします。

申請人 MTさんは、伊佐市大口篠原693番地3に居住されてい
ます。

申請地の所在地は、伊佐市大口川岩瀬字飛掛884番1、地目は田、

地積189㎡です。

所在地は、川岩瀬自治会より東側へ約600mに位置し、東側は畑、西側は雑種地、南側は倉庫、北側は山林で、非農地となった時期及び理由は、平成3年頃より労働不足で不耕作状態にしたことによるものであります。

調査の結果、2名の調査員の意見において農地性は喪失していて、農地への復旧は困難と判断いたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第5号「非農地証明願」は、2件の申請のうち2件の非農地証明が決定いたしました。

議 長 その他。事務局お願いします。

事 務 局 総会資料の最終ページをお開きください。1月の月例報告をします。
去る10日、1月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局の職員が出席しております。

25日、現地調査を一斉にしております。30日、本日ですが第10回農業委員会の総会です。

2月の行事予定ですが、6日に2月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。23日が現地調査です。27日が第11回の農業委員会の

議	長	<p>総会です。 月例報告は以上です。 他にないでしょうか。</p>
		(全員なし)
事	務	<p>これで、平成29年度 第10回農業委員会総会を終わります。 姿勢を正してください。 一同礼。 おつかれ様でした。</p>
		【終了時間 午前9時56分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長

伊佐市農業委員

伊佐市農業委員